

## 事故処理ノート(事故事例から)



外国人留学生の後遺障害の賠償事例

## 事故の概要

本件事故は、深夜、組合員車が片側2車線の道路を走行中、信号の無い丁字路から飛び出してきた無灯火の自転車に接触し、相手方がくも膜下出血、右目眼球破裂、顔面骨骨折などの重傷を負ったものです。

## 本件の問題点

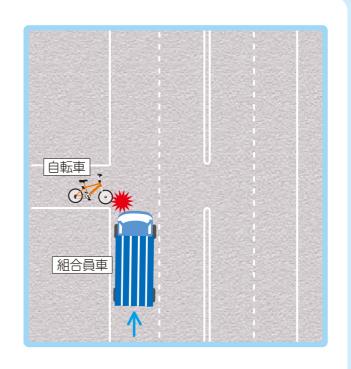
本件の問題点は、①相手方がアジア圏の 国の外国人留学生で、日本語が不自由であること、②相手方にも相当の過失があるが、 社会保険に未加入であるため治療費も過失 相殺されるということ、③今後の治療をど こで行うかということ、④後遺障害の逸失 利益分の賠償金額の算定の4点でした。

## 示談交渉の経緯

まず、交渉については、相手方出身国の 大使館を通じて弁護士が介入したことから スムーズにすすめることができました。治 療費については、病院に何度も出向いて折 衝を重ね、社会保険診療並みの治療費に減 額してもらうことができました。

治療については、母国で行うか、あるいは日本で行うかの結論を出すのが難しい状態でありましたが、早急に治療を終了し、症状固定としたところ、併合で6級(片目失明で7級、神経系統の機能障害9級など)の後遺障害が確定しました。

当方は、賠償金額の算定に当たって、相手方は留学生であり今回の事故が無くても 卒業後日本国内に長期間とどまる蓋然性が



低く、国内賃金計算をベースにすることは 出来ないとの主張を当初から提示していま した。交渉の結果、判例などを考慮して最 初の2、3年間を日本国内の賃金、それ以 降をその3分の1をベースに算定すること で合意に至りました。これにより、後遺障 害の逸失利益は、国内賃金ベースの計算で は約6000万円になるところを約2500万 円となりました。また、過失相殺の結果、 自賠責保険支払金額1416万円以外に約 300万円の共済金を支払うことで示談解 決となりました。

本件では、多くの問題点がありましたが 1つ1つ丁寧に問題点を分析し、本来対立 関係にある相手方と信頼関係を築き、お互 いに協力、譲歩しながら、どうしても譲歩 できないところは折衝を繰り返すなどして 解決することができた事案でした。